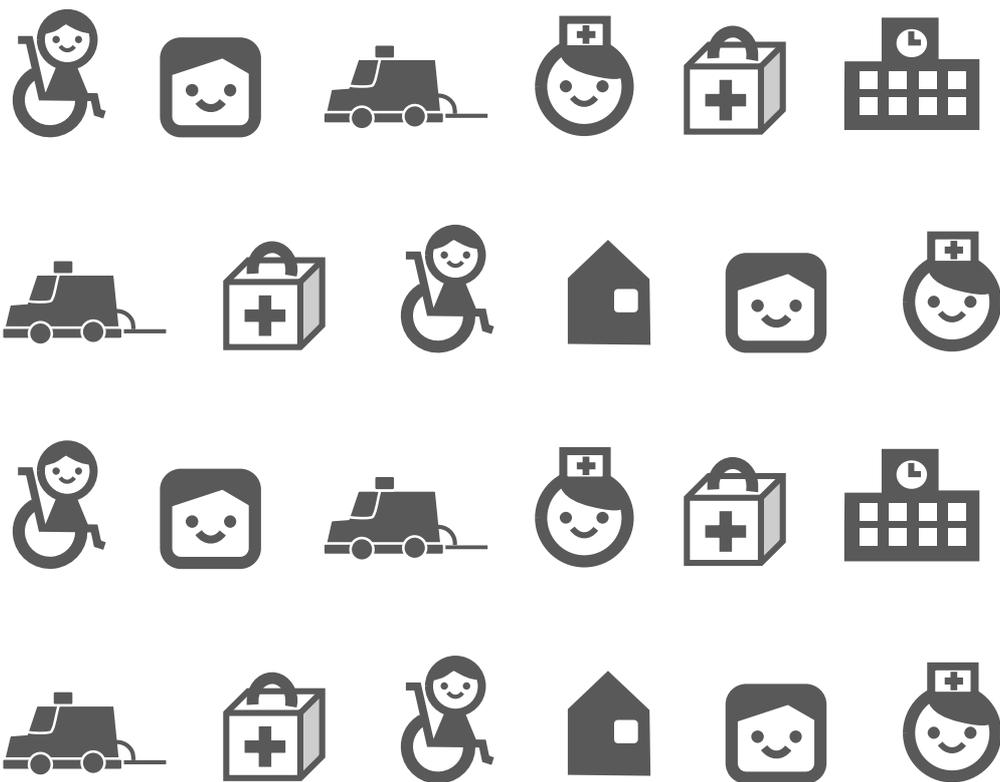


京都市版

医療的ケアが必要な 児童生徒の通学支援 ガイドブック (令和8年度版)

※京都市立総合支援学校に在籍・通学する児童生徒が対象の制度です。



京都市教育委員会 指導部 総合育成支援課

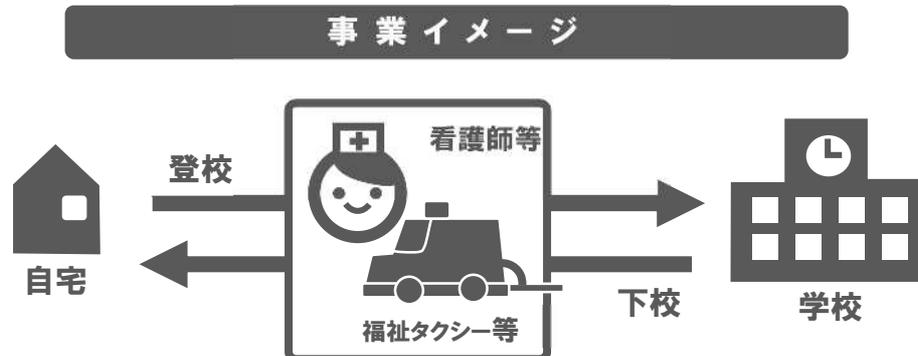
医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援ガイドブック

目次

1. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」ってどんな制度？	1
2. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」 利用開始までの手続き	3
3. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」 実際の利用について	7
4. 契約と支払いについて	9
5. Q&A	12

1. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」ってどんな制度？

「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」とは、医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車して通学することが困難な総合支援学校の児童生徒を対象とし、送迎に係る保護者負担を軽減するための制度です。福祉タクシー等の車両に民間事業者の看護師等が同乗して、児童生徒を学校及び自宅等へ送迎します。



契約した福祉タクシー等に訪問看護ステーション等から派遣された看護師等が同乗し、医療的ケア児の通学をサポートします。

(1) 対象者

下記の条件をすべて満たす方が対象です。

- 京都市立総合支援学校に在籍していること
- 1年間、登下校中に下記(2)に記載する医療的ケアが必要となるため、スクールバスによる通学が困難な状態にある通学籍の児童生徒
- 福祉タクシー等による通学を安全に行い、学校での医療的ケア体制が確保できると市教委・学校長が判断していること

(2) 実施する医療的ケア

下記1～4に係る、主治医の指示(指示書)に基づく医療的ケアを実施します。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1：口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引 | 2：気管カニューレ内部等の喀痰吸引 |
| 3：酸素療法や人工呼吸器の管理等 | 4：1～3と同等の医療的ケア |

(3) 医療的ケアを実施する者

①看護師(看護師免許(国家資格)を有する者)

②介護職員(対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者)※

※「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第1項」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第126号)」に基づく認定特定行為業務従事者認定証を交付されている者

※看護師以外が実施者となる場合、事前に学校を通じて当課へご相談ください。



(4) 利用できる区間

自宅 ⇄ 学校 間



学校から自宅以外への送迎（放課後等デイサービス等）は本事業の対象外です。

(5) 利用できる回数

登下校の送迎に必要な回数分

(6) 本事業にて利用できる事業者

■福祉タクシー等の車両

- ・道路運送法に基づき、旅客自動車運送事業（一般乗用自動車運送事業等）を実施している事業者
- ・同法に基づき、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）を実施している事業者

■医療的ケアを行う看護師等

- ・対象児童生徒の医療的ケアを実施できる看護師等が所属している事業者（訪問看護ステーション事業者や放課後等デイサービス事業者等）
- ・介護職員が実施する場合には、都道府県知事から「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」として登録を受けた事業者

(7) 各事業者との手続きについて →詳しい流れはP9を参照

■福祉タクシー等の車両

- ・保護者と事業者及び学校の3者で覚書を交わします。
- ・タクシー使用料は、月ごとの事業者からの請求に応じて、学校にて事務処理を行い事業者を支払われます。



契約にあたっては、保護者と事業者及び学校において、内容を十分に協議したうえで進めてください。



■医療的ケアを行う看護師等

- ・保護者が希望する事業者と市教委が委託契約を交わします。
- ・派遣に係る委託料は、月ごとの事業者からの請求に応じて市教委にて事務処理を行い事業者を支払われます。



同乗できる看護師等が見つかるまでの間、保護者が同乗することも可能です。



2. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」 利用開始までの手続き

(1) 保護者は学校・事業者と事前相談をしてください。



相談



学校

保護者

お子さんが本事業の対象かどうかを学校にお尋ねください。
また、主治医にも本事業の利用について相談してください。

学校は、教育委員会に事前連絡を行ってください。
また、ガイドブックを保護者に3部（保護者・事業者分）渡し、
制度について説明してください。

お子さんが通学支援事業の対象者で、主治医から制度利用についての回答も良好だった場合、利用を希望する福祉タクシー等事業者及び訪問看護等事業者にガイドブックを渡し、本事業が受託できるか確認してください。（この時点では、契約の具体的なお話はまだ進めないでください。）

保護者はまず利用を希望する事業者と相談してください

ガイドブックを渡して、下記について伝え、事業者と相談してください。



保護者

- お子さんの年齢（学年）・在籍校・障害の状況
- 必要な医療的ケア
- 利用希望日・回数・時間帯
- その他必要なこと



※P9の「契約と支払いについて」を特にご参照ください。



福祉タクシー等
事業者



訪問看護等
事業者

保護者は、契約内容等、事業の詳細について事業者から尋ねられた場合、教育委員会に直接問い合わせようお伝えください。

事業者は、ガイドブックにより契約内容等を確認のうえ、受託可能であれば口頭にて保護者にその旨をお伝えください。

事業者から受託可能の返事があったら、保護者は主治医に医療的ケア通学支援における指示書の作成を依頼してください。

（指示書に記載する内容については事前に事業者の合意を得ておいてください。）

※指示書の作成費用は保護者負担になります。

受託可能な事業者が見つからない場合は、学校または医療的ケア児等地域支援コーディネーターに相談してください。コーディネーターの相談窓口等については、右の二次元コードをご参照ください。



(2) 事業者の内諾が得られたら、申請書類の作成を行います。

保護者は学校に、事業者の内諾を得たことを伝えてください。学校は教育委員会への申請に必要な書類を保護者に渡してください。

- ④ …申請全体に必要な書類
- ⑤ …福祉タクシー等申請に関する書類
- ⑥ …看護師等派遣申請に関する書類

<保護者が主に作成・用意する書類>



- ④ 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援事業利用（変更）申請書<様式A-1>
- ④ 同意書<様式A-2>
- ⑤ 委任状<参考様式7>

…上記3点は保護者が作成します。様式A-1には学校長の署名が必要です。

- ⑥ 主治医の指示書（写し）

…訪問看護等事業者宛の指示書を主治医に作成してもらいます。指示書に記載すべき内容については、事前に事業者の合意を得ておいてください。事業者に原本を渡す前に必ず写しをとり、申請には当該写しを添付してください。

<学校が主に作成する書類>



- ⑤ 覚書 ※保護者・福祉タクシー等事業者・学校の3者で取り交わし、保管するため同じものを3部作成します。
- ⑤ 協議書<様式C-1>
- ⑤ 通学・帰省経路及び所要額調査<第7号様式>（写し）※就学奨励費関係書類です。

<事業者が主に作成する書類>



- ⑥ 見積書 ※福祉タクシー等事業者・訪問看護等事業者両方とも提出が必要です。教育委員会と協議しながら作成します。提出先は教育委員会です。

(3) 申請書類一式を、学校を通じて教育委員会に提出します。

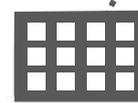
申請内容に基づき教育委員会が審査を行います。審査結果は書面にて保護者にお知らせします。



保護者



学校



教育委員会

審査



教育委員会と事業者との契約締結には時間を要することがあります。
また、審査の結果、本事業を利用できない場合があります。

- バイタルサインチェック
- 全身状態
- 医療機器の状態（人工呼吸器を用いている等、機器が適切に作動しなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない場合は特に留意すること）
- 車両乗車前の医療的ケアの実施状況
- その他

【医療的ケアを安全に実施できるか確認します】

- 医療的ケアが必要な場合、車両を安全に停車できる場所に停車してから行う
- 医療的ケアを実施した後は児童生徒の状態が安定していることをチェック

【報告様式】

試走実施後、訪問看護等事業者は速やかに書面にて学校経由で市教委に報告してください。

- 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援における安全確認等の報告（様式B-2）



試走中に、事前に行った打合せから追加で考える必要がある内容などがあれば再考し、より安全に本番の走行が行えるようにしましょう。

（6）試走で問題がなければ、保護者が同乗しない形での送迎を開始できます。

- ・通学支援の実際の利用の流れについてはP7からご説明します。
- ・事業者との契約と支払いについてはP9からご説明します。



お子さんの障害の状況が変わったなど、通学支援の内容に見直しが必要になった場合、保護者は主治医と相談しながら、各事業者・学校と一緒に支援の見直しなどの打合せを行ってください。主治医の指示書の取直しが必要になる場合もあります。

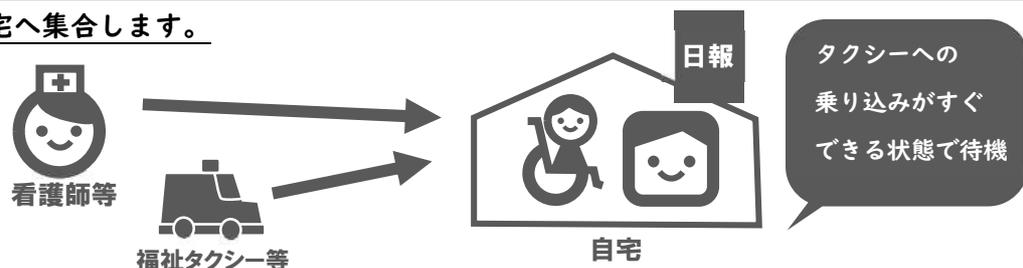
3. 「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」 実際の利用について

(1) 登校時

保護者は事業者が迎えに来る前に、お子さんの医療的ケアや健康観察、日報の作成を済ませておきます。

- 【済ませておくこと】
- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケア | <input type="checkbox"/> バイタルサインチェック |
| <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 | <input type="checkbox"/> 医療機器の作動状況等の確認 |
| <input type="checkbox"/> 必要な持ち物の確認 | <input type="checkbox"/> 日報の作成 |
| <input type="checkbox"/> 車椅子への移乗 | <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
- (※各種チューブの位置及び装着状況の確認等)

1：事業者が自宅へ集合します。



2：保護者から看護師等へお子さんの状況を引き継ぎます。

医療的ケアに必要な物品等がきちんとそろっているか確認しましょう。日報で引継ぎを行います。

- 【確認事項】
- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 | <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 |
| <input type="checkbox"/> バイタルサインチェック | <input type="checkbox"/> 必要な持ち物の確認 |
| <input type="checkbox"/> 医療機器の作動状況等の確認 | <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
| <input type="checkbox"/> 日報の内容確認（引継ぎ） | |

健康状態の確認の結果、安全に送迎できないと判断するときは送迎を中止してください。

また、医療機器の作動状況等の確認においては、人工呼吸器を用いている等、機器が適切に作動しなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない場合は特に留意して確認をお願いいたします。

3：自宅から学校へ移動開始。 ※保護者は、出発後も連絡が取れるようにしておいてください。

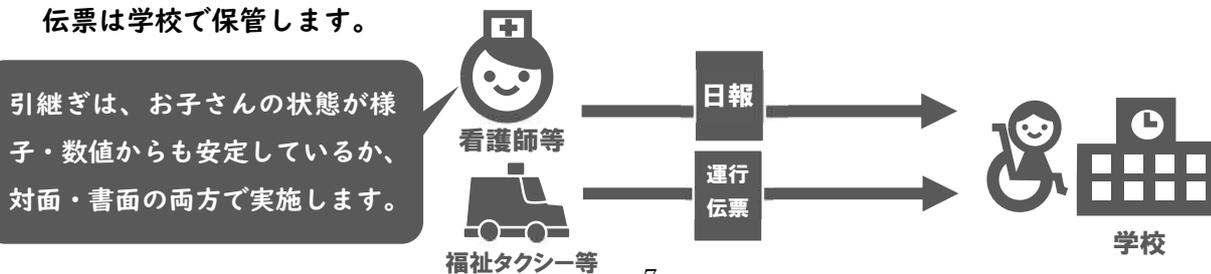
【車内で医療的ケアをする場合】

- 車両を安全な場所で停車させ、安全を確認してから実施
- 事前に作成した車両乗車マニュアル・主治医の指示書に従って実施
- 医療的ケア実施後、児童生徒の状態が安定したことを確認し、日報に記録

4：学校に到着したら、事業者は学校にお子さんの状況を引き継ぎます。

看護師等は日報を記載し、学校の担当者（児童生徒の医療的ケアの状況や日々の体調等に応じて担任教員及び学校看護師で対応すること）と一緒に、お子さんの状態やバイタル数値が安定しているかなど、対面でも引継ぎを行います。福祉タクシー等は、運行伝票を学校へ渡します。

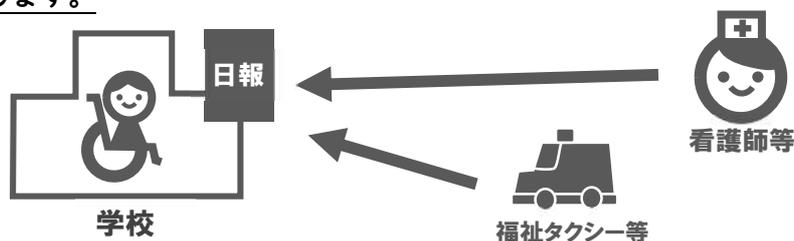
伝票は学校で保管します。



(2) 下校時

学校は事業者が迎えに来る前に、児童生徒の医療的ケアや健康観察、日報の作成を済ませておきます。

1：事業者が学校に集合します。



2：学校から看護師等へ児童生徒の状況を引き継ぎます。

医療的ケアに必要な物品等がきちんとそろっているか確認しましょう。学校の担当者（児童生徒の医療的ケアの状況や日々の体調等に応じて担任教員及び学校看護師で対応すること）から看護師等へ日報で引継ぎを行います。

【確認事項】

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 車両乗車前の医療的ケアの実施状況の確認 | <input type="checkbox"/> 全身状態の確認 |
| <input type="checkbox"/> バイタルサインチェック | <input type="checkbox"/> 必要な持ち物の確認 |
| <input type="checkbox"/> 医療機器の作動状況等の確認 | <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
| <input type="checkbox"/> 日報の内容確認（引継ぎ） | |

健康状態の確認の結果、安全に送迎できないと判断するときは送迎を中止し、学校は保護者に学校へ迎えにくるよう連絡します。

※保護者は、学校・事業者と常に連絡が取れるようにしておいてください。

また、医療機器の作動状況等の確認においては、人工呼吸器を用いている等、機器が適切に作動しなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない場合は特に留意して確認をお願いいたします。

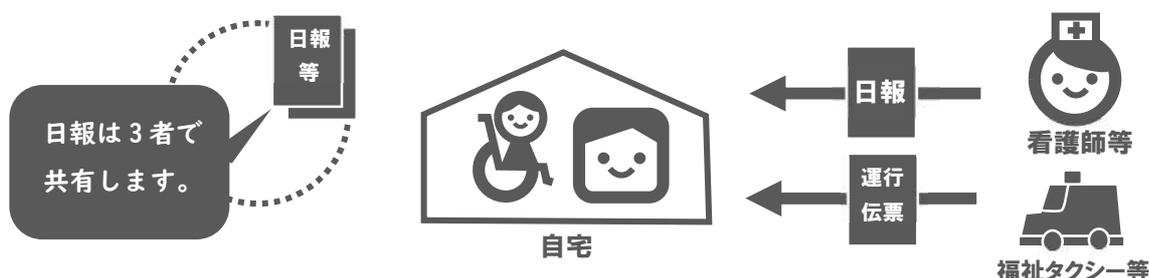
3：学校から自宅へ移動開始。

【車内で医療的ケアをする場合】

- 車両を安全な場所で停車させ、安全を確認してから実施
- 事前に作った車両乗車マニュアル・主治医の指示書に従って実施
- 医療的ケア実施後、児童生徒の状態が安定したことを確認し、日報に記録

4：自宅に到着したら、事業者は保護者にお子さんの状況を引き継ぎます。

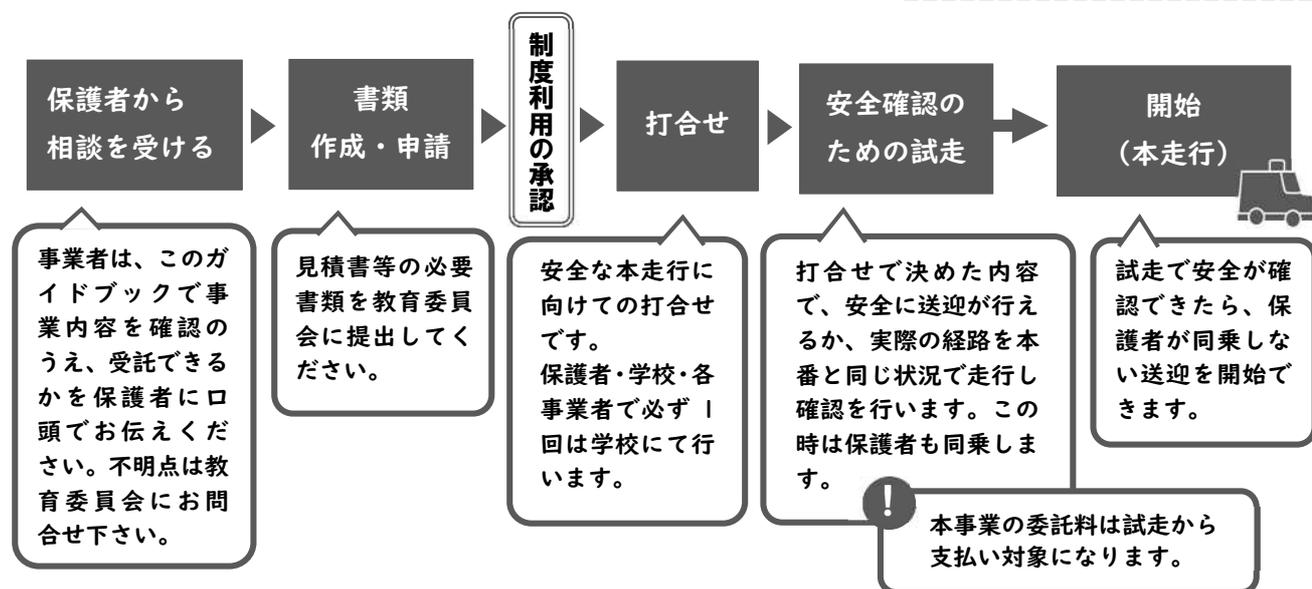
看護師等は日報を記載し、書面・対面の両方で保護者へ引継ぎを行います。福祉タクシー等は、運行伝票を保護者へ渡します。保護者は、次の通学の際、日報と運行伝票を学校へ渡します。学校は、保護者・事業者に日報の写しを一部ずつ渡し、原本を学校で保管します。



4. 契約と支払いについて

事業者（訪問看護等事業者・福祉タクシー事業者等）の方は、このページを中心に御確認ください。

(1) 本事業の大まかな流れについて



<詳しくは、下記をご参照ください>

- ・制度の概要について→ガイドブックP1「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」ってどんな制度？
- ・利用開始までの流れ→ガイドブックP3「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」利用開始までの手続き
- ・実際の支援の流れ→ガイドブックP7「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援」実際の利用について

(2) 福祉タクシー等事業者

1 業務内容

医療的ケアが必要でスクールバスに乗車できない児童生徒の通学に係る送迎

2 運行範囲

児童生徒の自宅と総合支援学校間

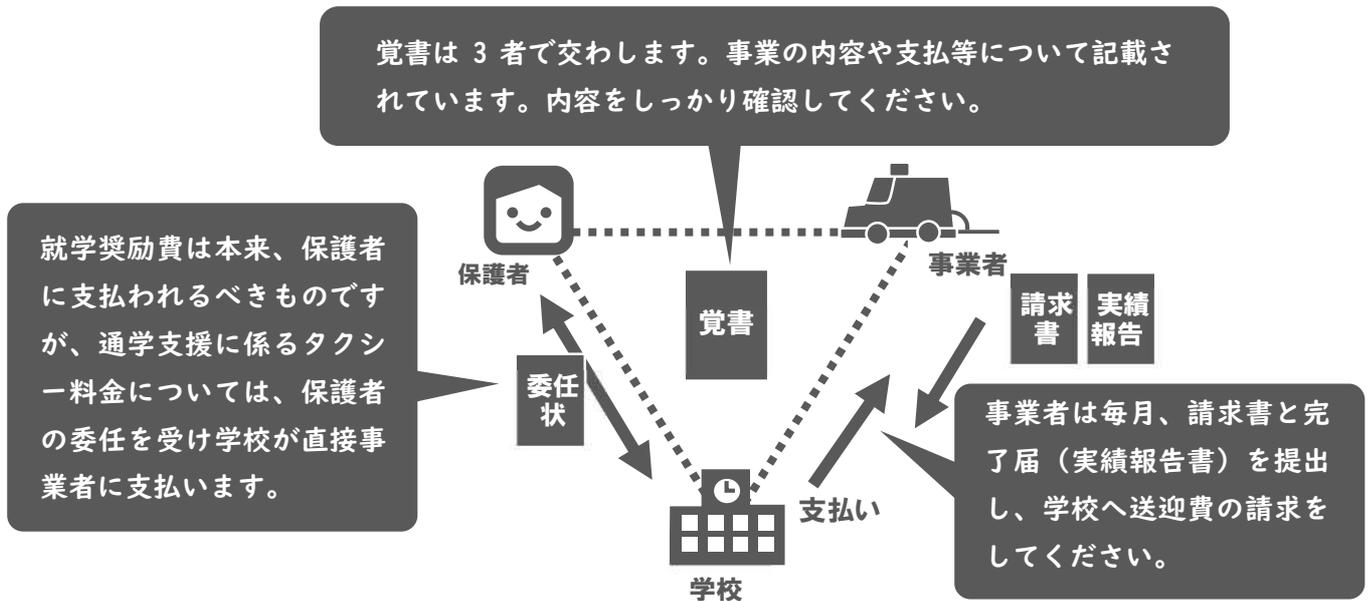
！ 本制度は自宅－学校間の送迎が対象であり、別の場所への送迎には適用できません。
対象外の例①：学校から放課後等デイサービス事業者や病院等自宅以外の場所への移送
またはその逆（病院等から学校）
対象外の例②：修学旅行や校外活動参加のため、学校以外の場所が集合場所の場合

3 料金について

- ・料金は、1回の配車ごとに単価を決める方法と、メーター（時間・距離）にて料金を決める方法の二つがあります。京都市教育委員会又は学校と協議のうえ決定してください。
- ・料金の内容は、運賃のみが本制度の対象になっています。介助料など運賃以外の料金分は含められません。
- ・1回運行するごとに運行伝票を発行し、学校又は保護者に渡してください。

4 契約について

本制度は、特別支援教育就学奨励費の制度を活用して実施しています。就学奨励費は本来保護者に支払われますが、保護者の委任を受け、学校が直接事業者を支払を行います。



5 支払いについて

月ごとの請求を受けお支払いします。請求書と運行日・回数などが分かる完了届（実績報告書）を併せて学校へ提出してください。学校は、書類に不備がないか、運行伝票と実績報告書の内容に相違がないか確認のうえ、京都府教育委員会に対して就学奨励費の申請を行ってください。就学奨励費の給付があり次第、速やかに事業者への支払いを行ってください。

6 キャンセル等について

児童生徒の体調不良や心身・障害の状態によって通学ができなくなった場合のキャンセル料は、就学奨励費の支給対象となります。保護者の都合によるキャンセルで生じたキャンセル料は就学奨励費の対象外（保護者負担）となります。あらかじめご了承ください。

(3) 訪問看護等事業者

1 業務内容

- ・児童生徒とともに福祉タクシー等事業者の車両に同乗し、通学中の医療的ケア、健康観察及び安全確保その他所要の措置を車内にて実施。
- ・児童生徒の車内での健康状態や医療的ケアの実施状況などを、学校・保護者に引き継ぐこと。

2 契約について

京都市と委託契約を交わします。



3 料金について

ア： 基本料 10,000円（税込み）／回

※緊急搬送等で病院等への移動・付添いが生じ、かつ業務時間が90分を超えた場合、加算料金として5,000円（税込み）を支払います。なお、業務時間とは、日報<様式B-1>に記載する業務開始時刻（保護者・学校から引継を受けた時刻）から業務終了時刻（学校・保護者への引継を終えた時刻）までをいいます。

イ： 交通費相当額 登・下校それぞれ1回あたりの単価を派遣回数分支給します。単価については教育委員会と協議して決定します。協議の際には、事業所等の状況に応じて看護師等の自宅から発着するか、勤務先から発着するかのどちらかをあらかじめ確定させてから交通費相当額の算出を行います。

4 支払いについて

月ごとの請求になります。下記の書類をまず学校へ提出してください。

請求書（京都市様式）

医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援事業における事業実施報告及び完了届<様式B-4> 学校は、速やかに<様式B-4>の内容を確認し、問題がなければ、「学校確認欄」に学校名・校長名を記載して京都市教育委員会にその他書類一式と併せて提出してください。教育委員会は書類に問題がないか確認し、30日以内に事業者に委託料を支払います。

5 支払いの対象について

上記（1）に記載のとおり、「安全確認のための試走」から実施回数としてカウントします。

6 キャンセル料について

児童生徒の健康観察の結果等により、通学支援の実施を中止した場合、事業者を支払う経費の金額は各事業者にて定めているキャンセル等の規定に基づいて支払います。キャンセルに伴う交通費相当額については、実際に移動を伴った場合は上記3-イにより決定した単価により支給します。ただし、保護者の都合によるキャンセルで生じたキャンセル料は、公費負担の対象外（保護者負担）となります。あらかじめご了承ください。

5 Q&A

(1) 主に保護者の方向け

Q どのような事業者に相談すればよいですか。相談した事業者は必ず引き受けてくれるのでしょうか。

A お子さんを安心して預けていただくためにも、まずは普段利用されていて、お子さんのことをよくご存じの事業者への相談をご検討ください。

なお、事業者による人員体制の確保や調整等が必要なため、引き受けることが難しい、または時間がかかる可能性もあります。事業者が見つからない場合、まずは学校までご相談ください。

Q 看護師でなく、介護職員に同乗してもらうこともできますか。

A 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく研修を修了し、お子さんの医療的ケアを実施できる介護職員であれば本事業の対象となります。

Q 保護者の費用負担は必要ないのですか。

A 公費負担で送迎を行うため、保護者負担はありません。ただし、タクシーの介助料など運賃とは別に設定された経費や保護者都合での急なキャンセルによって発生したキャンセル料については公費負担の対象外（保護者負担）となります。送迎予定がなくなった場合には速やかに事業所へキャンセルの連絡をしてください。お子さんの体調不良や心身・障害の状態によるキャンセルについては公費負担が可能であり、保護者負担は必要ありません。

なお、通学支援の開始にあたり必要な主治医の指示書の作成費用は保護者負担となります。ご理解ください。

Q 通院等を理由に、送迎の途中で病院やその他の場所に寄ってもらうことはできますか。

A できません。本事業は、特別支援教育就学奨励費の制度（通学費）を活用しており、通学費は自宅－学校間の移動に限り支給されることから、それ以外の場所への移動には適用されません。

Q 医療的ケア通学支援における主治医の指示書は必要ですか。

A 必要です。なお、指示書の宛名は通学途上の車内でお子さんの医療的ケアを実施する事業者でなければなりません。

Q 対象児童生徒・保護者・事業者が同乗する安全確認等（試走）は必要ですか。

A 必要です。登校日の登校時及び下校時に対象児童生徒・保護者・看護師等が車両に同乗し行きます。同乗の看護師等と車内、停車可能場所、道路状況等を確認してください。

保護者及び看護師等の双方が安全に送迎できると判断されるまで行うことが必要です。なお、就学奨励費を活用した制度であることから、土日や長期休業期間中に試走を行うことはできません。

Q 送迎中、子どもの容態にいつもと違う様子が現れたと判断する場合や医療的ケア実施中に緊急事態が発生した場合には、どのように対応されますか。

A 同乗する看護師等は、事前に確認した「緊急時対応手順」に沿って必要な措置を行います。看護師等は、保護者または学校職員その他適切な者が到着するまでの間、その場にいることになっています。

Q 看護師等が同乗せず、保護者が福祉タクシー等に同乗することもできますか。

A 原則として看護師等の同乗を前提とした事業ではありますが、看護師等が見つからない場合などの事情に応じて保護者が同乗することは可能です。

その場合、登校後に学校から自宅へ、また下校前に自宅から学校へ保護者が移動されるにあたり必要な交通費については、通常の就学奨励費の通学費（付添人）の対象となりますが、公共交通機関を利用した場合の支給額が適用されることとなり、タクシー代の支給は認められませんのでご了承ください。

Q 保護者の体調不良時や用事がある時のみ利用することはできますか。

A 不定期の利用や臨時的な利用も制度の対象になります。事業者への相談を行う際に、そうした利用方法での看護師等派遣や配車が可能かどうかの確認をお願いします。

なお、臨時的な利用であっても契約手続、打合せ、試走など通学支援までの行程については、定期的な利用を行う方と同様にあらかじめ実施しておく必要があります。

Q 看護師等の派遣のみ利用することもできますか。

A タクシーの手配が難しいなど、個々の事情に応じて看護師等の派遣のみ利用することも可能です。

(2) 主に事業者の方向け

Q 看護師等を派遣する事業者に対して支払われる経費について教えてください。

A 登・下校それぞれの報酬単価（基本料1万円＋交通費相当額）に送迎回数に乗じた額を月毎にお支払いします。送迎回数は片道で1回とします。

※交通費相当額については、契約時に看護師等の移動経路や必要な交通手段を確認させていただいたうえで個別に決定します。

※緊急搬送等で病院等への移動・付き添いが生じ、かつ業務時間が90分を超えた場合、1回につき5,000円（税込み）を基本料に加算してお支払いします。

Q タクシー事業者に対して支払われる経費について教えてください。

A 乗車ごとの支払いではなく、月毎にお支払いします。

料金については、1回当たりの単価をあらかじめ決めておき、運行回数に乗じて請求いただく方法と、実際のメーター料金（時間・距離）を請求いただく方法の2つがあります。どちらにするかは教育委員会又は学校と協議のうえ決定してください。

Q 本事業は医療保険の適用対象ですか。

A 適用対象外です。

Q キャンセル料金の取扱いはどうなりますか。

A 事業者の通常の事業における規定に従います（契約時に個別に確認させていただきます）。

Q 契約条件等の詳細についてはどこに問い合わせればよいですか。

A 教育委員会総合育成支援課（TEL075-352-2285）まで直接お問合せください。